

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年三月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）P. モール藤田

所在地 岡山市藤田字錦五六〇-二一四ほか

### 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 両備バス株式会社

住所 岡山市西大寺上一丁目一-五〇

代表者の氏名 代表取締役 小嶋 光信

### 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 両備バス株式会社

住所 岡山市西大寺上一丁目一-五〇

代表者の氏名 代表取締役 小嶋 光信

### 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年十月二十三日

### 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七千百三十八・七二平方メートル

### 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 四百四十二台

(2) 駐輪場の収容台数 二百十台

(3) 荷さばき施設の面積 二百八十・〇平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 六十五・〇立方メートル

### 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前八時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

ア エリア一及び二 午後十二時

イ エリア三 午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時三十分から午前〇時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 五箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 荷さばき施設一及び七 午前六時から午後八時まで

イ 荷さばき施設二から六まで 午前八時から午後八時まで

## 二 届出年月日

平成十九年二月二十二日

### 三 縦覧の期間及び場所

#### 1 縦覧の期間

平成十九年三月二日から平成十九年七月二日まで

#### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局経済企画総務課